

意見書案 (令和3年9月定例議会)

| No. | 件名 | 提出党派 | 頁 |
|-----|---|-------|----|
| 1 | コロナ感染者の「原則自宅療養」方針の撤回を求める意見書(案) | 日本共産党 | 1 |
| 2 | 人道に反する沖縄南部からの埋立て用土砂の採取と辺野古新基地建設中止を求める意見書(案) | 日本共産党 | 2 |
| 3 | 入国管理局による外国人収容問題に関する意見書(案) | 日本共産党 | 3 |
| 4 | 都立・公社病院の「地方独立行政法人化」を中止し、東京都直営で医療体制を充実することすることを求める意見書(案) | 日本共産党 | 4 |
| 5 | 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書(案) | 公明党 | 5 |
| 6 | 出産育児一時金の増額を求める意見書(案) | 公明党 | 6 |
| 7 | 都市ガス供給支障における早急な原因究明と住民への説明、再発防止に向けた取り組みを求める意見書(案) | 市民の広場 | 7 |
| 8 | 入管施設における外国人収容者の基本的人権の尊重と信頼される入管行政を求める意見書(案) | 市民の広場 | 8 |
| 9 | 沖縄県辺野古の沿岸埋め立て工事に、県南部地域の土の使用の見直しを求める意見書(案) | 市民の広場 | 9 |
| 10 | 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書(案) | 文京みらい | 10 |
| 11 | 入管行政による人権侵害の是正等を求める意見書(案) | 文京みらい | 11 |
| 12 | ヤングケアラー支援の体制強化を求める意見書(案) | 創 | 12 |
| 13 | 新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を求める意見書(案) | 創 | 13 |
| 14 | 難民認定制度の人的見直しを求める意見書(案) | 創 | 14 |
| 15 | 日本版グリーンニューディールの具体策を求める意見書(案) | 創 | 15 |

コロナ感染者の「原則自宅療養」方針の撤回を求める意見書（案）

全国各地で、新型コロナの新規感染者が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻な事態となっており、今政府に求められることは、命を守ることを最優先にした対応です。

政府が8月3日、専門家を交えた検討や議論も経ないで、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という重大な方針転換を行ったことは、コロナ患者を事実上「自宅に放置」する無責任きわまりないものです。政府は大きな批判に直面して「中等症は原則入院」との「説明」を行いましたが、「原則自宅療養」という方針を公式に撤回していません。

自宅療養者は全国で12万人にのぼり、7月以降全国で47人が亡くなり、首都圏の1都3県では8月1～29日の間に31人が亡くなっています。こうした事態は、政治が招いた重大な人災そのものであり、命を置き去りにする方針は撤回するしかありません。

よって、文京区議会は、政府に対し、下記の項目を強く求めます。

記

- 1 「原則自宅療養」の方針を公式に撤回し、症状に応じて必要な医療をすべての患者に提供することを大原則にすえること。
- 2 そのために、限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、政府が責任をもって、医療機能を強化した宿泊療養施設や、臨時の医療施設などを、大規模に増設・確保すること。
- 3 あわせて、入院病床をさらに確保すること。在宅患者への往診や訪問看護など在宅医療を支える体制を抜本的に強化すること。
- 4 政府が責任をもって医師・看護師を確保すること。すべての医療機関を対象に減収補填と財政支援に踏み切り、安心してコロナ診療にあたるようにすること。コロナ治療の最前線で日夜献身している医療従事者をはじめ、宿泊療養施設や臨時の医療施設、訪問診療に携わる医療従事者も含めて、すべての医療従事者に対する待遇の抜本的改善をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛て

経済再生担当大臣

人道に反する沖縄南部からの埋立て用土砂の採取と 辺野古新基地建設中止を求める意見書(案)

沖縄県民は 2019 年、名護市辺野古での米軍新基地建設の埋め立ての賛否を巡って行われた県民投票で 7 割超が反対の意思表示を行いました。沖縄県民の多数が反対しているにもかかわらず、辺野古沖での埋め立て工事が続けられています。

1995 年 9 月、米兵が起こした少女暴行事件に対し、基地の縮小・撤去を求める島ぐるみの運動と世論が広範な共同へと発展する中、日米両政府は 96 年 12 月、沖縄の基地負担軽減策として SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告を発表します。しかし、最大の目玉とされた普天間基地（宜野湾市）の「返還」は、県民の大多数が反対する名護市辺野古への「移設」＝新基地建設を条件としたため 25 年たった今も実現していません。

新基地の埋め立て海域には最深 90 メートルの軟弱地盤が存在し、地盤改良では 7 万 7000 本もの砂杭を打ち込まなければなりません。国内では深さ 65 メートルまでしか工事の実績が無く、技術的にも実現が困難視されています。新基地は完成したとしても沈下の可能性があり、防衛省も対策の必要性を認めています。

防衛省沖縄防衛局は辺野古埋め立て区域に生息するサンゴの内、軟弱地盤に広がる大浦湾側で約 7 万 5000 群体の移植を想定していますが、大規模な環境破壊に他なりません。ヘリ基地反対協議会が撮影した写真や動画によれば、サンゴの移植は自生するサンゴを砕き、移植先の海底に接着させるためにコンクリートの補修用の水中ポンドを使っていることが判明しました。政府は 7 月末に移植を強行しましたが、この時期は高水温・台風時期でありサンゴの産卵後でありサンゴが弱るシーズンであることからサンゴ破壊そのものとなっています。そもそも、サンゴの移植は技術が確立されておらず、水産庁の手引き(2019 年)でも、移植後 4 年の生存率は 20%以下であり、沖縄防衛局が今回、移植対象とする 3 万 9590 群体の大半が死滅する恐れがあり、新基地建設の埋め立ては生物多様性を破壊する暴挙と言わねばなりません。

このような海域埋め立てを強行するために使用される土砂として、沖縄戦犠牲者の遺骨が入った、沖縄本島南部の土砂の使用が計画されています。人道上の観点から絶対に許されません。

よって文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の事項について実現することを強く要請します。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が入った土砂を埋立てに使用しないこと。
 - 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。
 - 3 沖縄県名護市辺野古での米軍新基地の建設中止すること
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣

宛て

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

衆議院議長

参議院議長

入国管理局による外国人収容問題に関する意見書（案）

3月6日に名古屋出入国在留管理局（名古屋入管）で亡くなったスリランカ出身のウィシュマ・サンダマリさんの事件について、8月10日、出入国在留管理庁は最終報告書を公表しました。

しかし、入管の処遇と死亡の因果関係に触れず、真相解明の鍵を握るはずの監視カメラ映像2週間分は約2時間分に縮められ、遺族にのみ一部が開示されるにとどまりました。視聴に対し、代理人弁護士の同席も認めず、法務省自ら代理人制度を否定した形となります。

さらに、15万6,760円の開示実施手数料の請求とともに開示された1万5000枚以上の書類はほぼ黒塗りの状態であり、それに対して入管は、必要な書類や証拠を開示しない理由として「保安上の理由」と繰り返しています。

ウィシュマさんが訴えていたDV被害に対しても措置要領にのっとった事実関係の確認すらなされず、適切な医療も受けられず、身体的・精神的な苦痛により帰国しようという意思に変えさせようという拷問ともいえる対応は、被収容者を人間として扱わない言動と姿勢が入管施設全体で恒常化してきた組織的な問題です。8月29日、東日本入国管理センターにおいても、収容中の男性が警備員から首を絞められ全治2週間のけがをしましたが、警備員は冗談だったと弁明しています。

よって、文京区議会は、政府に対し、名古屋入管による外国人収容問題に関し、下記の項目を改善するよう、強く求めます。

記

- 1 ビデオについて、遺族の求めるとおり、代理人同席の上で2週間分すべてを開示すること。
- 2 外部の専門家で組織した第三者による徹底した調査および公表を行うこと。
- 3 外国人の人権保障の観点にたち、「全件収容主義」の廃止など、入管行政そのものを抜本的に改めること。
- 4 入管被収容者に市民と同等の医療を受ける権利を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣

宛て

**都立・公社病院の「地方独立行政法人化」を中止し、
東京都直営で医療体制を充実することを求める意見書（案）**

「都立病院は都立のままで」の 10 万筆余の署名による都民の意思表示が、今年 2 月の定例東京都議会で、独立行政法人の設立に必要な「定款」を上程することを東京都に断念させました。一方で東京都は、2021 年度予算に「地方独立行政法人への移行に向けた準備」として昨年度の 6 倍の 39 億円を計上し、「未来の東京戦略」に 2022 年度内に法人設立と書き込むなど、しやにむに都立・公社病院の独立行政法人化の準備をすすめています。

新型コロナ対応に都立・公社病院は 1700 床を準備し、都立広尾病院、公社荏原・豊島病院は治療専門病院として都民のいのちを守るために奮闘してきました。都立・公社病院だからこそ東京都の方針に従ってすぐに対応できたのです。独立行政法人では意思決定にも時間がかかり、独立採算制が強く求められ不採算となる感染症をはじめとする行政的医療の切り捨てにつながり、経営的にも対応できないと指摘されています。今後の感染拡大や新たな感染症対策、大規模な災害対応など東京都直営の都立病院の役割はますます重要になっています。

よって、文京区議会は、東京都に対し、独立行政法人の設立に必要な「定款」の都議会への提出をやめ、新型コロナウイルス感染症対策で重要な役割を果たしている都立・公社病院の「地方独立行政法人化」を中止し、東京都直営で運営することにより医療体制を充実することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

出産育児一時金の増額を求める意見書(案)

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4千円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1万6千円に引下げ、本来分39万円を40万4千円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1万2千円に引下げ、本人の受取額を4千円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5239人で、前年に比べ5万3161人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長
宛て

都市ガス供給支障における早急な原因究明と住民への説明、 再発防止に向けた取り組みを求める意見書（案）

8月21日の16時頃に発生した大規模な都市ガスの供給支障により、文京区の一部地域と新宿区の一部地域は大きな影響を受けました。

東京ガス株式会社の「8/21 都市ガス供給支障関連（第2報）」によると、21日の18時20分、水道管からの漏水の可能性があるため、東京都水道局へ連絡し、20時18分、東京都水道局にて漏水している可能性のある個所のバルブを閉止し、21時に水流入箇所特定のため、掘削工事を開始したとの報告があります。水道管からの漏水が原因で、ガス管に水や土砂が大量に流れ込んだとも読み取れる経過報告です。

しかし、その経過報告後、東京ガス株式会社による懸命な復旧作業や窓口対応等が行われた一方で、事故の原因については調査中であると発表されるのみで、経過報告された水道管からの漏水に関して、水道管を管轄する東京都水道局からは一切説明が行われておらず、住民からは不安や不満の声が上がっています。

事故の原因が究明され再発防止に向けた取り組みが行われるまでの間、住民は「事故が再発するかもしれない」という不安を抱えて生活を送っています。住民の生活に安心・安全を提供していただくために、文京区議会は東京都知事及び東京都水道局長に対し、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 8月21日発生 of 都市ガス供給支障における水道管からの漏水に関して対象地域の住民をはじめとする都民に対し丁寧な説明を行うこと
- 2 事故の早急な原因究明と都内全域における事故の再発防止に向けての取り組みを徹底すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事

東京都水道局長

宛て

入管施設における外国人収容者の基本的人権の尊重と 信頼される入管行政を求める意見書（案）

本年3月、名古屋出入国在留管理局で収容中のスリランカ女性（当時33歳）が死亡しました。彼女は2017年来日、2019年1月から不法残留となり、2020年8月に収容されましたが体調を崩し、本人の望む医療を受けることなく死亡しました。

この間、入管当局においては、彼女がDV被害者であり、交番に逃げ込んだことが収容のきっかけになりましたが、職員はそもそも内規を知らず、DVに関する事情聴取を実施していなかったこと、彼女は医療措置を望んだにもかかわらず、幹部には伝えていないという内規違反も明らかになりました。

入管施設の医療体制については、2014年に別の入管施設で病死者が出た際に、法務省入国管理局（現在の出入国在留管理庁）は当時、土日や夜間でも医師らに相談できる体制作りを指示していましたが、名古屋出入国在留管理局では体制整備をしていませんでした。

最大の問題点は、コロナ禍でスリランカへの定期便は止まり、容易に帰国できず、日本に引受人もおり、逃亡の恐れは低く、拘束する合理的理由はなかったにもかかわらず、彼女の仮放免を却下したことです。職員の多くが体調不良の訴えを、「仮放免を得るための誇張やアピール」と疑っていたことも後の報告書で指摘されています。

本年8月10日、出入国在留管理庁はこのスリランカ女性の収容から死亡までについて、名古屋出入国在留管理局の対応などを検証した報告書を公表しました。報告書は「危機意識に欠け、組織として事態を正確に把握できていなかった」とし、情報共有の徹底や常勤医師確保による医療体制強化、仮放免の運用の見直しなどの改善点を提示しています。加えて全国の施設でも共通する可能性があるとして、全国で再発防止の状況を点検するとしています。

よって、文京区議会は、政府に対し、報告書で示された改善点の取組やその進捗状況を第三者機関で点検・評価し、公表することを強く求めるとともに、収容者への医療、在留資格、仮放免の認否などの裁量を入管現場に大きな権限として付与してきた仕組みの見直しが今後議論されることを求めます。

以上、地方自治法99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

厚生労働大臣

沖縄県辺野古の沿岸埋め立て工事に、県南部地域の土の使用の見直しを求める意見書（案）

政府が進める米軍普天間飛行場（宜野湾市）の移設計画に伴う工事が辺野古で行われています。この辺野古米軍基地建設に関連して、沿岸部の埋め立て海域で軟弱地盤が確認されたため、改良工事が必要となり、防衛省は沖縄県に設計変更を申請しました。設計変更後、大量の岩石や土砂が必要となり、調達先として名護市などに加えて、本島南部に位置する糸満市と八重瀬町の名前をあげています。沖縄本島南部は、第二次世界大戦沖縄戦最大の激戦地だった地域で、今も多くの遺骨が眠っています。この地域の土を、基地建設に利用することの見直しを求める声が上がっています。

1945年米軍の上陸地点からこの首里城の日本軍司令部までの首里以北を中部戦線と呼び、司令部が首里陥落を目前に南部に撤退したため、首里以南の戦いは南部戦線と呼ばれています。日本軍の10万人のうち、2万数千人は、沖縄にいる一定の年齢の男子を急きょ兵隊として集めてつくられた「防衛隊」や「義勇隊」です。いまの中学生や高校生くらいの生徒たちでつくる「学徒隊」、女子の「ひめゆり学徒隊」が組織されました。闘いに一般民間人や子ども達をも巻き込んだ南部地域が、沖縄戦の主戦場となりました。

沖縄県によると、太平洋戦争末期の沖縄戦では全国から集められた日本兵や民間人のうち18万人以上が亡くなり、76年たった今も、2790体の遺骨が地中に眠っているとの推計のもと、収骨が行われています。

沖縄県議会は、3月22日、辺野古の埋め立て計画で、土砂の調達先に沖縄本島南部が含まれていることに関連して、「遺骨などが混入した土砂の埋め立てへの使用」に反対する意見書を全会一致で可決しました。意見書では、沖縄戦で生き残った県民が、激戦地となった糸満市や八重瀬町など南部地域から戦後いち早く戦没者の収骨を始めましたが、戦後76年たった現在でも収骨は続いていると指摘しています。さらに「戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使うのは、遺族の心を傷つける人道上の問題だ」と訴え、遺族と市民、県民の心情に寄り添うよう求めています。

よって、文京区議会は、沖縄県辺野古の沿岸埋め立て工事に、県南部地域の土の使用を見直すことを政府及び国会に対し強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

国土交通大臣

防衛大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の流行の拡大と長期化が、普段の生活はもとより、学校教育、事業経営等に大きな影響を与えています。加えて、青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により深刻な状況にあり、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足などさまざまな危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、都内の小規模事業者は厳しい経営を強いられ、その生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費など負担の増加に喘いでいる実態もあります。この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

よって、文京区議会は東京都に対し、下記の措置を求めます。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和4年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和4年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和4年度以後も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長

東京都知事 宛て

入管行政による人権侵害の是正等を求める意見書（案）

8月3日に上川陽子法務相が「誰もが人権を尊重し合う社会を一緒に実現していきましょう」と「My じんけん宣言」を発信した一方、難民認定申請者や日本に家族がいて自国に戻れない人が、送還（退去強制）手続の過程で、期限・回数の上限なく、理由の説明もないまま、全国の入国管理局の施設（入管施設）に収容され、収容期間が数年の長期にわたる例が増加しています。

2020年、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会は、数次にわたり通算4年以上ないし5年以上収容された男性2名からの個人通報に際し、日本の出入国管理及び難民認定法（入管難民法）に基づく収容が国際法に違反するとの意見を採択しました。

恣意的な長期収容は、被収容者の心身に深刻な悪影響を及ぼし、入管施設における死亡事案も相次いでいます。3月にはスリランカ国籍の33歳の女性が、急激に痩せ、体調不良を訴えたにも関わらず適切な医療を受けられないまま亡くなる事案が発生し、人権問題に取り組む複数のNGOから法務省・入管の調査に対して抗議声明が出されています。

日本の難民認定は、出入国在留管理の枠組みのなかで、明確な基準が示されないまま、極めて厳しく運用されてきた問題があります。2019年の難民認定率は、他の先進国が20～50%程度であるのに対し、日本は0.4%でした。フィリッポ・グランディ国連難民高等弁務官も2019年、日本の難民認定基準は他先進国と比べて厳しすぎると指摘しました。

また、非正規在留者に在留資格を付与する在留特別許可制度についても、許可は法務大臣の裁量に委ねられており、実情を適切に考慮した判断がなされる保障がありません。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、下記の対策を求めます。

記

- 1 収容が許される場合を、裁判所が逃亡のおそれがあると判断した場合などに限定するとともに、収容期間の上限を定め、恣意的拘禁を排するしくみを確立し、入管行政による人権侵害を防止・是正すること。
- 2 難民認定が出入国在留管理庁から独立した組織により行われる仕組みをつくり、難民認定基準を国際基準にあわせて適正化・明確化すること等により、難民として保護されるべき人を保護し、難民条約（「難民の地位に関する1951年の条約」）の締約国としての責任を果たすこと。
- 3 外国人労働者に移住者としての権利を保障せず使い捨てる「ゲストワーカー政策」を改め、非正規在留者のうち、日本で生まれ育ち教育を受け日本語しか話せない人など、日本に定着している人は在留特別許可等によって適切に正規化する制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

ヤングケアラー支援の体制強化を求める意見書（案）

近年、「家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている 18 歳未満の子ども」いわゆるヤングケアラーの存在が問題視され、ヤングケアラーの育ちや教育への支援を求める声が高まっています。

そのような世論の後押しを受け、国は 2020 年度末に全国調査を実施し、中学 2 年生の実に 5.7%（17 人に 1 人）、全日制高校生の 4.1%（24 人に 1 人）がヤングケアラーである実態が判明しました。

このような子どもたちを取り巻く深刻な状況から、国はヤングケアラーの支援について取り組むことを表明し、厚生労働省と文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが、2021 年 5 月 17 日に支援策を報告書に取りまとめました。この報告では、早期発見・把握、悩み相談支援、関係機関連携支援、教育現場への支援、適切な福祉サービス等の運用の支援、幼い兄弟をケアするヤングケアラー支援、社会的認知度の向上等に取り組むべきことが指摘されています。

さらに、政府の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」においても初めてヤングケアラーが取り上げられ、今年度中に小学生対象の実態調査も予定するなど、支援に向けて動き始めています。

しかし、実際の支援については、国と自治体との連携が不可欠であり、支援団体等が求める家族全体を考えた経済的支援の仕組み等も整えていかなければなりません。そのためには、イギリスのケアラー支援法のように、包括的な対策を義務付ける法整備が必要です。

よって、ヤングケアラー支援強化に向け、文京区議会は政府及び国会に対し、地方自治法第 99 条の規定により、下記の事項に取り組むよう要望します。

記

- 1 ヤングケアラーの法的位置づけや制度上の定義を定め、ヤングケアラー支援に関する国、都道府県、市区町村、または事業者及び関係機関の役割を明確化し、相互連携の仕組みを構築すること。
- 2 ヤングケアラー支援の窓口を基礎自治体に置くこととし、周知啓発活動や研修等を含めた必要な支援が適切に推進できるよう国において財政措置を講ずること。
- 3 ヤングケアラーの地域での現状把握がより正確に行えるよう、自治体の実態把握を支援すること。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

宛て

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を求める意見書（案）

2020年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、全国一斉休校等を経て、教育のICT化の必要性が強く認識されました。それらの事情から、GIGAスクール構想が前倒しされ、2021年現在、全国の多くの自治体で教育用端末の配備が行われています。

さらに、2021年の夏休み明けの学校再開と新型コロナウイルス感染拡大の第5波が重なり、2学期以降の休校等の非常時の「学びの保障」として、教育用端末を活用したオンライン学習の準備が各教育委員会に求められています。

既に、2021年1月の中央教育審議会の答申では、「遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について」、「これからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠」で「日常的に活用できる環境整備が必要」とし、「ICTの活用や、対面授業と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実」が提案されています。また、「特例的な措置や実証的な取組」として、①臨時休業時等における児童生徒等の関係の継続と、学びの保障、②学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養・不登校）への遠隔・オンライン教育、③個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応、などオンラインの効果が見込まれる学びについても言及しています。

さらに、文部科学省は2021年2月、感染拡大時や災害時などの「非常時」に児童生徒が学校にいけない場合の自宅でのオンライン学習を「特例の授業」として認めると通知しました。十分な学習内容の定着が見られれば、再度の対面授業は必要ないこと、さらに、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合も、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないとしました。

しかし一方で、文部科学省は、オンライン授業は標準授業時数に含めないとの見解も示しており、平時の学校教育におけるオンライン学習の活用が難しく、「非常時」にオンラインを活用するための実践的な準備が困難な状況にある学校もあります。

よって、文京区議会は政府に対し、下記について早急な検討を求めます。

記

- 1 「発達に応じ、ICTを活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育（ハイブリッド化）」による「学びの保障」が各学校で確実に実践できるよう、文部科学省が推奨する「教師の対面授業と遠隔授業を融合した授業モデル」を具体的に提示すること。
- 2 「学校教育活動の継続、学びの保障の着実な実施」のための準備として、オンライン学習を標準授業時数にカウントする考え方を示すこと。

年 月 日

文京区議会議長名

文部科学大臣 宛て

難民認定制度の人的見直しを求める意見書（案）

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の2019年「グローバルトレンド（年間統計報告書）」によれば、世界では紛争や迫害によって祖国を追われた人々が第二次世界大戦以降最悪の7950万人に上り、世界人口の約1%、約97人に1人が難民となっています。

そのような難民を取り巻く深刻な状況が続く中、2021年8月15日アフガニスタン反政府勢力タリバンが首都カブールを制圧し、多くの住民が今もテロなどの人道危機にさらされています。先の報告によれば、2019年末までに既に第三国に脱出したアフガニスタンからの難民はUNHCRの統計によれば270万人、世界ワースト3位の状況でしたが、今回の政情不安によって、今後はさらに多くの難民が発生することが予想されます。

今まさに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、困難を乗り越える難民アスリートの姿への感動と尊敬の気持ちが世界に広がり、難民支援の重要性への国際的な機運が高まっています。

しかし、日本政府は、難民条約加盟40年、長年にわたりUNHCRへの支援を行っている重要なドナー国と言われている一方で、日本で難民認定を受けるための証明基準は厳しく、国内の難民受け入れは、年に約40人、ドイツやアメリカの1/1000、難民認定率は0.5%と先進国の中では極めて少なく、難民鎖国と批判されています。

昨年は日本で難民申請をした男性が期間の上限を設けず、司法審査の機会がないまま長期収容された問題について、国連人権理事会が「国際人権規約違反」という意見を採択しました。また、今年3月に名古屋入管の収容施設でスリランカ人の難民女性が死亡した事件について、出入国管理庁は医療体制や職員意識に問題があったことを自ら認めています。

さらに、先の国会では、3回目以降の申請者の強制送還を可能にする出入国管理法改正案が出され、迫害の恐れがある国への送還を禁じた難民条約違反として、日本弁護士連合会などの支援団体や国連から批判され、廃案となりました。日本の難民への人権意識には国際的にも疑問の目が向けられています。

よって、日本の難民認定制度を人的なものとするために、下記の改善案を検討するよう求めます。

記

- 1 収容の長期化を防ぐために、収容の要件及び収容期間の上限を定め、裁判所によって収容の可否及び期間を審査する制度を創設すること。
- 2 紛争地から逃れてきた申請者を適切に保護する定義を規定すること。
- 3 難民の保護を十分に行いながら難民認定手続きを行う組織を出入国在留管理庁とは別に設置すること。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

宛て

法務大臣

日本版グリーンニューディールの具体策を求める意見書（案）

近年、気候変動によると思われる自然災害が世界的に頻発し、深刻な被害をもたらしています。

日本でも毎年のように起こる風水害による被害が国民の生命と財産を脅かしています。2020年にまとめられた環境省の気候変動影響評価報告書によると農林水産業の収量と品質や水環境資源の保全、感染症等の国民健康リスク、食品流通などに影響が出るとしています。

新型コロナウイルス発生前から、世界の機関投資家の間ではESGを重視する考え方が広がり、環境事業資金調達に使われる「グリーンボンド」の発行額は拡大してきました。そして新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興にあたり、欧州を中心に、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、むしろこの機会をきっかけに脱炭素に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性の保全を通じて災害や感染症などに対してもより柔軟性を持ち、回復力のある社会・経済モデルへと移行していくという「グリーン・リカバリー（緑の復興）」の考え方が広まっています。

また、USEIA（米国エネルギー情報局）が発表した2020年に発電エネルギー技術の発電コスト比較によると、再生エネルギー（風力・太陽光）は原子力・石炭火力発電の半分以上になっています。世界的な脱炭素ビジネスも広がり、各国がそれぞれのグリーンニューディール政策を打ち出しています。

このような国際社会の要請を受けて、菅首相は2020年10月「2050年カーボンニュートラル達成」を表明し、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン戦略」を発表しました。さらに、2021年4月の気候サミットで2013年度比CO₂46%削減に言及しましたが、どれも具体策に乏しく、どのように目標達成を行うのか明確にされない不十分なものでした。

2021年8月にはIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が8年ぶりに報告書をまとめ、「人間活動によって温暖化が起きていることは疑う余地がない」と初めて断定しました。これも踏まえ、政府はCOP26までに国連に提出予定の「長期戦略」の改定案を示しました。案は2050年脱炭素社会に向け、①産業の構造転換や労働力の移行の支援。②国民1人1人のライフスタイルの変革。③水素や洋上風力発電など、14分野に及ぶイノベーションを経済成長の原動力にする「グリーン成長戦略」としているものの具体策はまだ不透明です。

よって、文京区議会は、CO₂排出で最も多くを占めるエネルギーについて、石炭火力及び原子力発電の停止計画と再生エネルギー・省エネルギーへの転換など、日本版グリーンニューディールというべきCO₂100%削減（ゼロエミッション）戦略をさらに具体化することを政府及び国会に求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長